平成２４年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目　　次

招集告示……1
会　　期……1
応招議員・不応招議員……2

３月９日（金）　○議事日程……3
○出席議員・欠席議員……4
○説明のための出席者……4
○事務局職員出席者……4
○開会及び開議の宣告……5
○議長のあいさつ……5
○管理者のあいさつ……5
○議事日程の報告……6
○日程第　１、会議録署名議員の指名……6
○日程第　２、会期の決定……6
○日程第　３、諸報告……6
○日程第　４、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件（議員提出議案第１号）……7
○日程について……7
○日程第　５、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第１号）……8
○日程第　６、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第２号）……8
○日程第　７、平成２３年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件（議案第３号）……8
○日程第　８、平成２４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第４号）……8
○日程第　９、閉会中の事務調査について……１７
○日程第１０、一般質問……１７
○議長のあいさつ……２２
○管理者のあいさつ……２３
○閉会の宣告……２３

○　招　集　告　示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第２号

平成２４年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成２４年２月８日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　　伊　利　　仁

記

１　期　　日　　平成２４年３月９日

２　場　　所　　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会　　期

平成２４年３月９日　１日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	出	雲	敏	太	郎	議員	２番	松	尾	孝	彦	議員
３番	石	井			寛	議員	４番	加	藤	則	夫	議員
５番	杉	田	恭		之	議員	６番	宮	﨑	雅	之	議員
７番	齊	藤	芳		久	議員	８番	吉	岡	茂	樹	議員
９番	長	谷	川		清	議員	１０番	髙	野	宜	子	議員
１１番	大	曽	根	英	明	議員	１２番	神	田	久	純	議員

不応招議員（なし）

平成２４年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会　第１日

平成２４年３月９日（金曜日）

○議事日程（第１号）

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　会期の決定について

日程第　３　諸報告

⑴現金出納検査の結果について（監査報告第１号）

⑵議事説明者について

日程第　４　議員提出議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

日程第　５　議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第　６　議案第２号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第　７　議案第３号　平成２３年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件

日程第　８　議案第４号　平成２４年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件

日程第　９　閉会中の事務調査について

日程第１０　一般質問

午前１０時００分開会

出席議員（１２名）

１番	出雲敏太郎	議員		２番	松尾孝彦	議員	
３番	石井寛	議員		４番	加藤則夫	議員	
５番	杉田恭之	議員		６番	宮﨑雅之	議員	
７番	齊藤芳久	議員		８番	吉岡茂樹	議員	
９番	長谷川清	議員		１０番	髙野宜子	議員	
１１番	大曽根英明	議員		１２番	神田久純	議員	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	藤縄善朗
監査委員	黒岩正明	会計管理者	市川なお美
事務局長	金子久夫	事務局次長	新井邦男
事務局副参与兼業務課長	杉田泰明	事務局副参与兼建設課長	吉田文夫
総務課長	新井正美	企画調整課長	森田進一
維持管理課長	矢作芳和	維持管理課主席主幹	千葉峰男

事務局職員出席者

書記	宇津木優明	書記	菊地征一
書記	岡本義徳		

◎開会及び開議の宣告　（午前１０時００分）

○**加藤則夫議長**　現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。ただいまから平成24年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長のあいさつ

○**加藤則夫議長**　開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、両市議会開会中並びに年度末の何かとお忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件並びに平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件等、重要議案が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただいて、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◇

◎管理者のあいさつ

○**加藤則夫議長**　管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○**伊利　仁管理者**　議員の皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成24年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中の極めてご多用の中、ご出席を賜りまして、ここに本組合議会が開会できましたことに、心から厚く感謝を申し上げる次第であります。

さて、本年度も残すところわずかとなりましたが、本組合では汚水幹線を初めとする工事の進捗により、なお一層の普及率向上に向け鋭意努力をしているところであります。また、下水道汚泥に関しましては、放射性物質の測定を継続するとともに、東京電力への賠償請求につきましても、他の自治体に歩調を合わせながら進めていく所存であります。

本日ご提案申し上げます議案は、議員の皆様方より提出いただいておる議案のほか、平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件のほか３件の議案をご提案申し上げておりますが、いずれも本組合運営上重要な案件でございます。どうぞ慎重ご審議の上、適切なご結論を賜りますようにお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇

◎議事日程の報告

○**加藤則夫議長**　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○**加藤則夫議長**　ただいまから本日の議事に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

１番　　出　雲　敏太郎　議員

２番　　松　尾　孝　彦　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○**加藤則夫議長**　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、平成24年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○**加藤則夫議長**　日程第３、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成23年11月分及び12月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◇

◎議員提出議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**加藤則夫議長**　日程第４、議員提出議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

５番、杉田恭之議員。

○**５番（杉田恭之議員）**　５番、杉田恭之でございます。議員提出議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件についての提案理由でございます。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件について、提案の理由を申し上げます。

地方分権時代の地域経営を担う議会の役割はますますと重要となっており、また市民の議会への関心が高まっている中において、効率的な議会運営と開かれた議会を推進する必要性が増しております。このような中、本坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会を、より充実した一般質問が行われる議会とするために、一問一答方式の導入を行うこととし、所要の改正をいたしたく本案を提出した次第でございます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかにご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。ありがとうございます。

○**加藤則夫議長**　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議員提出議案第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程について

○**加藤則夫議長**　お諮りいたします。

日程第５、議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第８、議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

◇

◎議案第１号～議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**加藤則夫議長**　日程第５、議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第８、議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**伊利　仁管理者**　ただいま議題となっております議案第１号から議案第４号までの４件につきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でありますが、結核性疾患に係る病気休暇の期間について、国及び埼玉県が医療の進歩を踏まえ、一般の疾病と同様の取り扱いとしたことから、本組合においても同様の改正をいたしたく本案を提出した次第であります。

次に、議案第２号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でありますが、人事院及び埼玉県人事委員会の勧告を踏まえ、平成18年４月１日における給料表の切りかえに伴う経過措置額について、段階的に廃止するため、所要の改正をいたしたく本案を提出した次第であります。

次に、議案第３号　平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件についてでありますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ１億147万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億4,952万8,000円にしようとするものであります。

主な内容といたしましては、各種事業の確定に伴う減額措置を行うとともに、その減額により生じた構成市の負担金について、構成市との協議により、下水道整備基金へ積み立てるための予算を計上し、今後の活用を図ることといたしました。

また、繰越明許費につきましては、汚水管渠築造工事及び雨水管渠築造工事において、年度内の完成が困難なことから、予算を翌年度へ繰り越して使用することといたしました。

次に、議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件についてでありますが、本予算案につきましては、厳しい経済情勢の中、構成市の限られた財源と財政状況を考慮し、効率的で効果的な執行が求められる中、各種事業を着実に推進するための経費として、総額を前年度比3.6％減の41億7,500万円の予算として編成したところであります。

歳出面におきましては、平成20年度に取得した認可変更の計画的な推進を念頭に置き、それに伴う各種事業について、構成市関係部署との協議を行い、その推進に努めることといたしました。

歳入面におきましては、国、県の予算編成や行財政制度の動向を的確に把握し、補助金の確保に努めるとともに、本組合の最も重要な財政基盤であります下水道使用料につきまして、一層の収納率向上を図り、健全で適切な財政運営に努めることといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○加藤則夫議長　これより各案件につき、単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第５、議案第１号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長　質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○加藤則夫議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第２号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

８番、吉岡茂樹議員。

○８番（吉岡茂樹議員）　８番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第２号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件について質疑をいたします。

この対象者は本組合、何名おられるのか。

それから、この提案理由にもありますが、平成18年４月の１日から人事院勧告によって給料表が切りかえられたと、実質的には下げられたというふうなことに対する減額保障というふうな意味を含んでいるわけですが、今回平成24年、25年、２年間でそれを打ち切るというふうなことでありますけれども、これによって途中でですね、対象者がいるとすれば、その対象者の方が途中でこの措置によって打ち切られると、そういうふうな状況があるのかどうか、確認をしておきます。

○加藤則夫議長　新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長　お答えいたします。

経過措置の関係でございますが、平成24年度につきまして、対象者としましては１名ございます。

なお、その対象者につきましては、平成25年度には該当はなくなります。

以上でございます。

○加藤則夫議長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第３号　平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件に対する質疑に入ります。

６番、宮﨑雅之議員。

○**６番（宮﨑雅之議員）**　６番、宮﨑雅之です。ただいま議題となっております議案第３号　平成23年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件について、数点質疑いたします。

１点目、３ページの２、歳入のうち、目４受益者負担金の補正額5,749万4,000円についてであります。本年度の受益者負担金賦課対象地域は年度当初に確定しているにもかかわらず、当初予算額に対し大幅な増額補正となる理由をお伺いしておきます。

２点目、５ページ、款５繰越金についてです。前年度繰越金が３月の年度末になって確定するのはどんな理由なのか、お示しください。

３点目、５ページ同じくですね、款７諸収入のうち節２違約金及び遅延利息について、契約解除違約金420万円の具体的な内容についてお伺いします。

最後４点目、10ページの上段になります。目３雨水事業建設費、節15工事請負費の雨水管渠築造等工事7,000万円の減額の内容についてお伺いいたします。

○**加藤則夫議長**　杉田副参与、答弁。

○**杉田泰明事務局副参与兼業務課長**　宮﨑議員さんのご質問の受益者負担金の増額補正の理由についてお答え申し上げます。

受益者負担金につきましては、予算につきましては、年度当初に賦課区域を決定し、受益者負担金額を算定し、その額をもとに一括納付あるいは分割納付について、過去の実績等を踏まえて予算計上しております。大幅な補正増額の主な理由でございますが、23年度につきましては、全体の賦課区域の約３分の１を超える約8.7ヘクタールの大口受益者の会社がございました。したがいまして、予算計上の前に同受益者との間で納付の方法につきまして協議してまいりました。その結果、分割納付のご意向でございましたので、当初予算につきましては分割分の受益者負担金を計上した次第でございます。しかしながら、その後、実際の納付に際しまして、一括納付の申し出がございましたので、全額一括納付していただきましたので、その差額を補正させていただくことが主な理由でございます。

以上でございます。

○**加藤則夫議長**　新井総務課長、答弁。

○**新井正美総務課長**　お答えいたします。

前年度の繰越金を３月の年度末に確定する理由についてでございますが、繰越金につきましては、９月の議会で決算認定を受けまして、翌年度の繰越金が確定した時点で補正予算措置の手続を行うのが通常の方法かと思われますが、本組合の場合におきましては、年度の途中に補正予算措置の必要が生じた場合には、構成市からの負担金をなるべく増額することなく、繰越金で対応できる範囲は繰越金で対応することとしているため、例年この時期での確定とさせていただいてございます。

続きまして、諸収入の契約解除違約金についてでございますが、去る７月に発注をいたしました雨水管渠築造工事（共栄一本松線―１）の請負業者が、会社の資金繰りの困難を理由といたしまして、契約の途中ではございましたが、契約続行不能通知を提出したため、契約の解除をし、それに伴い請負業者からの違約金として納付があったものでございます。

以上でございます。

○**加藤則夫議長**　吉田副参与。

○**吉田文夫事務局副参与兼建設課長**　お答え申し上げます。

雨水管渠築造工事の7,000万円の減額補正の関係でございますけれども、主な内容につきましては、設計段階での工法等の精査による点と、請負差額によるものでございます。

以上でございます。

○**加藤則夫議長**　６番、宮﨑雅之議員。

○**６番（宮﨑雅之議員）**　一通り答弁をいただきました。２点について再質疑をさせていただきます。

最初に、受益者負担金についてであります。先ほど説明に、大口企業の一括納付という説明がございました。可能であればということでいいのですけれども、対象地域と、それから企業名がもしおわかりでしたらお示しいただきたいと思います。

２点目です。契約解除違約金についてです。この違約金額はどのように確定したのか、また当該事業の今後の予定をどのように見込んでいるのか、お伺いいたします。

○**加藤則夫議長**　杉田副参与、答弁。

○**杉田泰明事務局副参与兼業務課長**　お答え申し上げます。

対象地域につきましては、鶴ヶ島市藤金でございます。企業名につきましては、株式会社タジマ及び田島ルーフィングでございます。

以上でございます。

○**加藤則夫議長**　新井総務課長、答弁。

○**新井正美総務課長**　お答えいたします。

契約解除違約金をどのように確定したのかというご質問でございますが、建設工事を契約する場合におきましては、契約書とあわせまして、当事者間の具体的な権利義務の内容を定めた坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事標準請負契約約款というものがございます。その約款第46条第２項の規定に基づきまして、請負金額の10％に当たります420万円を違約金として確定したものでございます。

また、当該事業の今後の予定をどのように見込んでいるかというご質問でございますが、契約を解除いたしました業者から出来形部分を引き渡しを受けておりまして、残りの部分につきましては隣接する工事等であわせて発注済みとなってございます。

以上でございます。

○加藤則夫議長　よろしいですか。

○６番（宮﨑雅之議員）　了解。

○加藤則夫議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○加藤則夫議長　討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○加藤則夫議長　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件に対する質疑に入ります。

６番、宮﨑雅之議員。

○６番（宮﨑雅之議員）　６番、宮﨑雅之です。ただいま議題となっております議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件について質疑いたします。

歳出になります。14ページ、款３事業費、目２の汚水事業維持管理費、節13委託料のうち、最上段になります、水処理センター維持管理等業務委託料７億3,033万9,000円、昨年度比大幅な増額となっている理由については、汚泥を焼却できないことが大きな要因だと思いますが、増額となった約１億4,000万円の内訳とその要因についてお伺いいたします。

○加藤則夫議長　矢作維持管理課長、答弁。

○矢作芳和維持管理課長　お答え申し上げます。

水処理センター維持管理等業務委託料の増額分の内訳と内容でございますが、第１の要因は汚泥処分の業務委託関係でございます。脱水汚泥中の放射性セシウムがいまだに検出されているため、焼却炉運転の見通しが立たない状況でございます。平成24年度の予算につきましては、９月までの半年間を焼却炉の運転を停止しまして、汚泥のままでの処分を予定いたしております。その金額が6,849万7,000円となります。また、放射性物質の測定業務で230万4,000円。合計7,080万1,000円の増額を計上させていただきました。

第２の要因は、水処理センターの維持管理業務委託でございますが、現在平成22年度から24年度までの３年間の複数年契約をしております。その中に機器類の設備補修業務があります。その補修業務につきましては、補修計画に基づきまして、３年間で振り分け、実施しております。その結果、各年度同額となり

ませんで、平成24年につきましては昨年度に比べ6,351万4,000円の増額となっております。そのほかに、昨年度に起きました、北坂戸水処理センターにおきまして場内排水管が破損し、陥没が起きたことに伴います調査設計業務などで610万円。合計１億4,041万5,000円の増額となりまして、委託料総計７億3,033万9,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○加藤則夫議長　６番、宮﨑雅之議員。

○６番（宮﨑雅之議員）　２回目の質疑を行います。

現在、インターネット上に公表されている直近のデータを見ますと、ことしの２月の８日の調査結果です。北坂戸水処理センターではヨウ素、セシウムともに検出されていませんが、石井水処理センターではセシウム134で８ベクレル、セシウム137で14ベクレルの計22ベクレルが検出されているようです。これらのデータから判断することは容易ではないかもしれませんが、焼却炉の再稼働を含め、今後の処理予定をどのように見込むのか、先ほど全協での金子事務局長の話と重複するかもしれませんが、お伺いいたします。

○加藤則夫議長　矢作維持管理課長、答弁。

○矢作芳和維持管理課長　お答え申し上げます。

今後の汚泥処理の予定についてでございますが、前回の議会でお答え申し上げましたとおり、焼却灰の放射性物質濃度を把握するため、セシウム合計24ベクレルの脱水汚泥を石井水処理センター実験室内の電気炉で試験焼却を行いました。その結果、925ベクレルとなりまして、約38.5倍に濃縮された結果となりました。その後、脱水汚泥のセシウム濃度は変動しておりますが、現状ではセメント原料としての処分は不可能と判断しております。先ほど申し上げましたとおり、来年度の４月から９月までの半年間を脱水汚泥での処分を予定し、予算計上させていただきました。

また、焼却灰のセメント原料以外の処分方法も検討しておりますが、地元優先で他県からの受け入れはできない、また新規の受け入れはできないなど等の理由で拒否されているのが現状でございます。今後も実験を続けまして、焼却炉の運転時期を判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○加藤則夫議長　よろしいですか。

○６番（宮﨑雅之議員）　了解。

○加藤則夫議長　ほかに質疑はありませんか。

８番、吉岡茂樹議員。

○８番（吉岡茂樹議員）　８番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件について質疑をいたします。

１点目は、総務省の地方公営企業繰出金についての通知があろうかと思いますけれども、この平成24年度予算にどのように組み込まれているのか、１点お伺いをしておきます。

○加藤則夫議長　新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長　お答えいたします。

総務省からの地方公営企業繰出金についての通知でございますが、平成24年度予算にどのような形で組

み込まれているかというご質問でございますが、汚水処理に係る費用については下水道使用料を財源として行うべきであるという原則がございます。しかしながら、汚水に係る費用の中でも一部費用については下水道使用料でなく公費、本組合でいいますと構成市等の負担金を充当すべきであるという基準を示したものが総務省からの地方公営企業繰出金についての通知でございます。したがいまして、平成24年度予算においても、この基準に基づきまして、公費で賄うべき費用につきましては構成市等の負担金を計上させていただいてございます。

以上でございます。

○加藤則夫議長　８番、吉岡茂樹議員。

○８番（吉岡茂樹議員）　再質疑します。

構成両市の負担金に関連での答弁がありましたけれども、一般会計当初予算の概要を見ますと、構成市の負担金、分担金は、平成20年度が約19億円、21年度が17億7,000万円に下がって、22年度が16億7,800万、そして今提案されております平成24年度が約16億5,000万、ずっと下がり続けているということです。しかし、市民が支払う手数料、それから使用料、これについては平成20年度が約11億4,800万円、平成22年度は14億6,000万円、そして14億円台を推移して、平成24年度の予算の中では14億9,000万円、こういうふうに上昇をしています。結局、負担・分担金は平成20年度と24年度を比較すると２億5,400万円下がって、使用料、手数料については３億4,000万円増加をしていると、そういう状況です。この要因について、１点お伺いをしておきます。

○加藤則夫議長　新井総務課長、答弁。

○新井正美総務課長　お答えいたします。

分担金及び負担金と使用料及び手数料の予算の関係でございますが、下水道事業の財源といたしましては、その使途を限定した特定財源というものがございまして、使用料及び手数料のほか、国庫支出金や組合債などがございます。使用料及び手数料につきましては、毎年公共下水道の整備を進めておりますので、公共下水道の使用者がふえることによりまして、下水道使用料収入の増加をしてまいります。また、平成19年度から実施いたしました下水道の公営企業健全化計画の一つとしまして、平成22年５月分からの下水道使用料の改定を行ったことによりまして、平成20年度と平成24年度を比較いたしましたところ、約３億4,600万円の増加となってございます。また、特定財源以外の財源といたしまして、一般財源というものがございまして、主に構成市等からの分担金及び負担金でございます。したがいまして、特定財源がふえることによりまして、一般財源であります分担金及び負担金の減少をするものでございます。

以上でございます。

○加藤則夫議長　８番、吉岡茂樹議員。

○８番（吉岡茂樹議員）　財政健全化計画が大きく影響しているというふうなことです。私たち昨年の12月から２月ぐらいにかけて、市民アンケート調査を行いました。それで、ちょうど１年後のこの２月も２回目のアンケートをやったわけですが、市民の生活が非常に苦しくなっていると。これは１年前のアンケート調査と比較して、今回の調査の中でさらに際立っているというふうな状況が率直にあります。それで、市の行政に対して何を要求するかというふうな問題も、一つは下水道料金の引き下げ、これを求める声が非常に高くなっているのが実態です。平成22年の５月から料金改定が行われているというふうなことです

が、日本共産党、この時点でこの料金改定には反対をしたというふうな経過がありますけれども、改めて市民の下水道料金引き下げを求める声を踏まえて、構成市の負担金、分担金をふやして、使用料、手数料を下げる、その必要があるのではないかというふうに私は考えますが、このことに対しての見解を求めておきたいと思います。

○**加藤則夫議長**　金子事務局長、答弁。

○**金子久夫事務局長**　お答え申し上げます。

先ほど来、繰り入れ関係につきましては、総務省からの地方公営企業繰出金について、それをもとにやっているわけでございます。公共下水道事業につきましては、先ほどのその中にもありますとおり、公費で出すものと使用料で充当しなくてはならないものが２つございます。その使用料で充当しなくてはならないものにつきましては、下水道使用料で充当するわけですが、そのものにつきましては、現在改正されても、100％それで充当はされていないということですね。そのために、構成市であります坂戸市、鶴ヶ島市から負担金としていただいてそれを補っていると。その構成市からの一般会計からの負担金は、基本的には公共下水道を利用していない方からの税金も含まれてございます。そうなりますと、この負担金を上げて下水道使用料を下げるということは、その使用されていない方の負担がふえるということになるのではないかということで、この料金を改定したときにもそういう話をさせていただきました。したがいまして、現在まだこの公共下水道使用料で本来充当しなくてはならない経費をしていないということをご理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○**加藤則夫議長**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対の者の討論を求めます。

８番、吉岡茂樹議員。

○**８番（吉岡茂樹議員）**　８番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件に対し、反対討論を行います。

本組合の平成24年度予算総額は41億7,500万円であります。歳入は、使用料、手数料が14億9,400万、構成市からの分担・負担金16億5,000万、加えて国庫支出金、組合債、繰入金で構成されています。支出については、平成20年度に取得した認可変更の計画的な行財政運営を行うことを基本として、汚水事業建設と維持管理、雨水事業建設と維持管理、また大谷川排水機場維持管理の事業が計画され、いずれも下水道事業本来の環境保全と安全確保という重要な目的達成のための事業であると考えます。

そこで私は、注視したいのは、市民の使用料についてであります。歳入における構成市の分担金、負担金は、平成20年度と24年度との比較において約２億5,400万円の減少であり、その経過は、年度ごとに下がる傾向にあります。また、市民の使用料、手数料は、同年度の比較では３億4,000万円と増加し、経過は、年度ごとに増加傾向にあります。つまり使用料、手数料の増加に伴い、負担金、分担金は減少するという関係ではないかと思います。

市民の生活実態は一段と厳しさを増しています。私たちが行ったアンケート調査においても、生活が苦しくなっているとの答えは際立っています。そして、下水道料金の引き下げを求める声は大きくなっています。

先ほどの質疑で、現在の使用料金は料金改定によるものであり、使用料金の増加により分担金、負担金は減少した、そして改定後の使用料金の増加は下水道利用者の増加によるものであるとの答弁がありました。また、市民生活が苦しくなっている状況のもとで、構成市の分担金をふやし、市民の使用料を引き下げる必要があるとの指摘に対し、使用料を下げることは分担金を増加させることになり、分担金の増加は下水道を利用していない市民の負担がふえるので、税負担の公平性から、分担金を上げることはできないとの答弁でありました。

しかし、下水道事業の最大の目的は環境保全と安全を確保することであり、その観点から言えば、構成市の認可区域内にとどまらず、構成市全体、ひいては国土全体の環境保全という使命を持っていると考えます。そして、税の公平性の観点から言えば、下水道事業の認可区域に住む市民は、都市計画税を徴収されており、さらに下水道への加入に際しては受益者負担金を払っています。加えて私は、下水道事業にあっても、市民の暮らしを守るという観点は欠くべからざるものであると考えます。したがって、構成市からの分担金の増額により使用料軽減を図ることは、その妥当性を持ち、構成市全体の住民の理解は十分得られるものと考えます。

よって、市民生活の実態にかんがみて、構成市の分担金をふやし、市民の使用料を下げることを強く求めて、本予算に対する反対討論といたします。

○加藤則夫議長　次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

５番、杉田恭之議員。

○５番（杉田恭之議員）　５番、杉田恭之でございます。ただいま議題となっております議案第４号　平成24年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件につきまして、賛成の立場で討論を行います。

世界同時不況から始まった雇用不安、持続的な物価下落によるデフレ状況等、依然として我が国の経済情勢は大変厳しい状態にあります。これらを反映して地方税収入が低迷し、大幅な財源不足が生じている現状ではありますが、市民が豊かさや安心を実感できる生活環境づくりに必要な下水道施設の整備推進は必要不可欠なものと私は考えております。

このような中で、ただいま提案されております平成24年度予算案の内容を見ますと、水処理センター等維持管理業務並びに使用料徴収業務の複数年化によるコスト削減を図るとともに、事務の効率化への取り組みもなされていると思われます。また、整備工事につきましても計画的な推進が図られ、普及率向上に向けた適切な措置がなされているものと考えるところであります。

本予算案は、構成市の限られた財政状況等を的確に把握し、実情を十分配慮した予算編成であるとともに、常に健全財政に向けての努力をしつつ、今後における下水道整備に大きく寄与するものであると確信している次第であります。

以上のような観点から、本案に対する私の賛成討論といたします。

○加藤則夫議長　ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第４号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**加藤則夫議長**　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉会中の事務調査について

○**加藤則夫議長**　日程第９、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しておきましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**加藤則夫議長**　ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。

◇

◎一般質問

○**加藤則夫議長**　日程第10、一般質問を行います。

通告者は１人であります。

７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　７番、齊藤芳久です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

１、坂戸、鶴ヶ島下水道組合において、下水道事業における実施順位の決定についてを質問いたします。坂戸、鶴ヶ島下水道組合において行われております下水道事業については、事業計画に基づいて進められると思いますが、事業の最終決定についてはどのように優先順位を決めて実施しているのかについて伺います。

（１）、工事順位の決定について。

（２）、必要に応じて計画順位の変更について。

（３）、構成市の求めに応じて事業計画の変更について。

２、下水道工事の最低制限価格決定についてをお尋ねいたします。下水道工事入札については、坂戸、鶴ヶ島下水道組合のホームページにより公表されております。内容を見ますと、高金額工事においては、ほとんどが最低制限価格にて落札されており、この状況の根拠について以下質問いたします。

（１）、最低制限価格の決定について。

（２）、最低制限価格による工事の現状及び評価点について。

（３）、今後の工事について最低制限価格の決定方法について。

３、災害時の管路の復旧工事の対応について。東日本大震災による下水道の被害は甚大なものがありましたが、下水道は上水道と同等以上に災害時の復旧が望まれています。そうした中で、当組合の工事業者との間で災害復旧についての協力体制はどのように考えているかを質問いたします。

以上、１回目の質問といたします。

○加藤則夫議長　金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長　齊藤議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、当組合の事業実施順位の決定についてでございます。ご承知のとおり、下水道事業を実施するには法手続を経て進める必要がございます。具体的に申し上げますと、事業化する区域、事業期間、管渠のルート等につきまして、下水道法及び都市計画法の事業認可を経なければ事業の実施はできないこととされております。当組合の事業は、昭和45年３月17日に坂戸都市計画下水道事業として事業の認可をいただき、変更を行いつつ実施してまいりました。42年が経過したわけでございます。事業認可に追加する区域を決定する際には、組合単独で決定するのではなく、事前に構成市から文書で整備したい地域の要望をいただき、その実施の可否について組合で検討し、各年度とも事業量がほぼ均等になるよう割り振りをした事業実施計画案を策定して、構成市に提案を申し上げ、承諾を得て事業認可の許可をいただくこととなってございます。なお、事業認可取得後は、毎年事業実施計画を策定し、構成市に提示して、工事実施順位の確認を行い、承諾をいただいてから予算化する段取りとなってございます。

ちなみに、現在の事業認可は、事業期間を平成21年度から25年度までとする第10次事業認可の３年目でございます。中央幹線工事のおくれがありますが、面整備につきましては、当初設定をした年次計画どおり順調に進捗している状況でございます。

なお、事業実施年度の当初に策定する発注計画につきましては、当年度施行予定区域を複数の工区に分割し、それぞれの発注順位を予定してございます。

次に、必要に応じて計画順位を変更することについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、計画には２つございまして、１つは事業認可を取得する前の計画、基本計画になりますが、と事業認可の許可をいただいた中での計画、これは年度実施計画となりますが、この２つがございます。事業認可を取得する前の計画につきましては、時代の変化、状況により、構成市の都市計画も変更することもありますので、組合としては構成市の都市計画の計画順位に沿って下水道事業計画を策定してございます。事業認可の許可をいただいた中での計画順位の変更につきましては、先ほどご議決をいただきました補正予算（第３号）における繰越明許費の対象工事と同様に、国より交付金の追加内示を受けたことや、執行残等により交付金が余ったときには、国費を返還しないで、次年度予定していた工事を前倒しで行うこととなります。また、母屋の新築等で住民の方から早期の施工について要望をいただくこともございます。当該年度に施工可能である場合には、こういうときはできる限り要望に沿えるよう施工時期を早める等の調整を行うことがございます。

次に、構成市の要望で計画を変更することについてでございます。当組合の下水道は、坂戸都市計画事業に位置づけられた都市施設でございます。その計画を変更するに当たりましては、当然構成市と組合が一体となり協議を進めていくものと認識をしております。したがいまして、構成市から変更の要望があっ

たときには、その内容について総合的な検討を行い、変更すべきとの結論に至った場合には、当初計画した内容を変更することとなります。ただし、事業認可の許可をいただいていない事業の要望については、基本論を申し上げますと、事業認可の変更許可が必要となりますので、次期事業認可取得時に検討することとなります。

次に、最低制限価格の関係でございます。まず、最低制限価格制度の導入につきましては、国より「最低制限価格制度の活用」という通達が出されており、この通達により、最低制限価格制度を積極的に活用するとともに、その基準価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が採択した工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考とし、適正に設定するよう求められております。本組合では、この通達に基づきまして、最低制限価格の算定方法を含めた坂戸、鶴ヶ島下水道組合最低制限価格制度運用要領を制定し、最低制限価格を決定してございます。

次に、最低制限価格による工事の現状及び評価点についてでございますが、最低制限価格による工事とそれ以外の工事を比較いたしましても、施工体制や現場での施工状況、そして完成後の検査の評価点につきましても、何ら変わることはございませんでした。

参考までに申し上げますと、平成22年度と23年度に最低制限価格を設定して行った工事の入札は68件ございました。そのうち、最低制限価格による落札は34件、それ以外の落札が34件でございました。その特徴といたしましては、設計金額の高い工事ほど最低制限価格による落札の割合が多いようでございます。

また、工事の評価点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、最低制限価格による工事とそれ以外の工事との差異はさほどございませんでした。なお、工事の評定につきましては、坂戸、鶴ヶ島下水道組合工事成績評定要領により評定方法が定められており、その結果で評価点を決定することとなってございます。

今後の工事について最低制限価格の決定方法でございますが、最低制限価格の制度は、不当に安い価格で工事を受注する行為を防止する、いわゆるダンピング防止に対して設けられた制度でございます。当組合の事業は、国庫補助対象事業がほとんどですので、他の自治体も同じですが、国の通達に従い実施することが必要と考えてございます。

続きまして、災害時の復旧工事の対応についてでございます。ご存じのとおり、災害が起きた場合には、一番最初に必要なものが飲み水であり食べ物でございます。しかし、阪神・淡路大震災や、今回の東日本大震災でもそうでしたが、時間がたつにつれて下水道の必要性が求められております。現在、東日本大震災による下水道の復旧は急ピッチで進めており、震災に遭った処理場も既に復旧工事に入ったと聞いております。今や公共下水道の発達した都市における役割は公衆衛生確保の面から重要であり、災害時にはより早い復旧が必要であると認識しております。

当組合の災害時の対応といたしましては、当組合の条例で指定下水道工事店が、災害等緊急時の要請に際し、排水設備の復旧に協力することと定めております。また、本管等管渠におきましては、今回の震災を見ましても、道路自体の沈下や液状化等による下水道の人孔が飛び出したり陥没したりしており、通行に支障を与えている状況が多く見られております。幸いにも当地区には液状化する地質がないと聞いておりますが、管ずれや崩壊による陥没が想定されますので、組合としましては、道路管理者及び道路の占用者である電気、ガス、水道、電話などの関係者とも協議しながら進める必要があると考えております。

なお、復旧するときの工事業者につきましては、構成市が独自に防災協定を締結している建設業者に、道路の全体的な復旧計画の一部として協力を求めていければと考えております。

また、包囲的な一例でございますが、全国組織であります日本下水道協会では、阪神・淡路大震災を教訓に、下水道事業における災害時支援に関する全国的なルールができております。内容といたしましては、緊急時の応急支援として、主に管渠の復旧支援に対し、外のブロック圏が支援する内容でございます。当地域で申しますと、この地域に災害が起きた場合には、ここは関東ブロックに入りますので、関西ブロック、大阪府などからの応援を求め、被害状況調査、技術支援を受ける形となり、調査後、機材、重機等の支援をお願いする体制でございます。

次に、石井及び北坂戸の水処理センターの関係の災害時の対応でございますが、当組合の水処理センターの維持管理につきましては、包括的業務委託により委託しているところでございます。現在の受託業者につきましては、緊急時及び災害時におきましては、包囲的な支援体制が構築されており、緊急度合いにより人的支援等を実施することとなっているとのことでございます。

また、全国規模で関連会社を含めたネットワークも構築されているため、県内全体が被災するようなことがあっても、被災していない地域からの物資及び応援要請の確保、設備の緊急機能診断等の実施、復旧作業等の支援が可能であり、事実、東日本大震災のときも、およそ６メートルの大津波に襲われました宮城県の阿武隈川下流流域下水道・県南浄化センターの復旧に対しまして、東北３県に常駐するおよそ400名の社員が支援に当たり、約３カ月で応急的な簡易処理が可能になったと聞いてございます。

以上でございます。

○加藤則夫議長　７番、齊藤芳久議員。

○７番（齊藤芳久議員）　齊藤です。再質疑をさせていただきます。

ただいまご丁寧に答弁いただきまして、そうした内容の中で再質疑をさせていただきますけれども、１番の工事順位の決定については、先ほどの説明にもありましたけれども、平成21年から25年度の工事を計画してやっている。この次の第11次になるわけですか、平成26年度よりその先の工事を決定していくわけですけれども、計画期間が非常に長くなります。その中において、いろいろな状況の中で、どうしてもここの部分を優先的に工事をしていきたい、並びに工事の追加をしていきたいという状況が生じた場合、それはその年度末を待たなくては工事が追加できないのか、それとも構成市等によって、どうしてもこの部分の工事を早急にやりたいとかという事案が出た場合は、その計画の中で追加できるのかどうかということについてお聞きします。

２番目については、いわゆる予定価格というものがありまして、予定価格は国、県なりで決めてくるということでございます。それで、実質的に最低制限価格というものが出てきて、その最低制限価格を決めるのはどこでどういうふうに決めているかということを一つお尋ねしたいと思います。

それから、最低制限価格の工事において何ら問題のない工事が完成しているのであれば、その最低制限価格が適正かどうかということも十分考えられるのではないかと思います。先ほどの宮﨑議員さんの質問にもありましたけれども、途中で業者がかわってしまうような状況も考えられるわけですけれども、そうした中で、それは最低制限価格が厳しいからそういう状況に陥ったのか、それともその会社の状況なのかということも考えられると思います。最低制限価格が正式で何の問題のない価格であれば、もう少し下げ

ることもできるのかどうかということですけれども、それについて２番目の質問といたします。

それから、３番目といたしまして、防災協定が行われているということで、ちょっと私も勉強不足で、地域以外からの協力体制というものを知りませんでしたけれども、そうした中で、ふだんから工事している坂戸、鶴ヶ島の指定店においては、現在仕事の量も少なくなってきて、大した重機もなく、ほとんどリースで工事をしている。その上の段階の大企業になれば、それなりの重機等も持っているということでありますけれども、やはり広域的に同時に災害が起きて管渠等が使えなくなった場合の災害復旧ということで、関西地区からこちらは来るということで協定が結ばれているということですけれども、それについてもう少し詳しくというか、どういう体制になっているのかお聞きしたいと思います。

○加藤則夫議長　金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長　お答え申し上げます。

まず、事業認可途中での変更の関係でございますが、これにつきましては、「下水道事業の手引」というのがございまして、事業認可の区域や期間は、長期間の事業計画を定めると実効性が低くなることが考えられるため、優先度の高い区域を確定し、財政や施行能力等の点を考慮し、整備可能な区域について、５年から７年の間で計画するのが望ましいというふうな形で出されております。そして、やむを得ない事情があるとき、または効率性の向上につながる場合を除き、区域の拡大をせず、認可期間内に許可をいただいた区域の整備に努めることとされております。しかし、この「やむを得ない事情」ということでございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、時代の推移等状況の変化によりまして、どうしても面的な整備をする必要がある区域が生じた場合には、その投資効果を十分考慮の上、必要最少限度の区域拡大であれば、事業認可期間内でありましても、変更は可能であるということになってございます。

いずれにいたしましても、そのような状況になった場合には、国、県、構成市等の関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

続いて、最低制限の関係でございますが、どこで決めているかということでございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、当組合にも坂戸、鶴ヶ島下水道組合最低制限価格制度運用要領がございますので、その中に計算式もございますので、その中で決めさせていただいております。

それと、最低制限価格の制度の関係でございますが、この関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、ダンピング防止対策としての制度であります。最低制限価格で落札した工事は、さきも申し上げましたとおり、できばえも問題なく施工されておりますので、基本的には過去に行っておりました最低制限価格を設けない執行方法もありますので、今後はそういうものも検討していければと考えております。

あと災害の関係の協定の関係でございますが、先ほど申し上げましたのは、組合が協定しているということではございませんので、基本的には、組合も入っておりますが、日本下水道協会の中で、の全国組織がございます、その中の一員として当組合も入ってございます。その中で、日本下水道協会がそういうことを、協力体制をつくっていると、組織をつくっているということでございまして、基本的には今、東日本大震災の関係もございましたので、現在はその見直しをしているということも聞いてございます。詳しいことについては、まだこちらのほうには入っておりませんけれども、そういうものが決まり次第、組合のほうにも内容が流れてくるものと考えております。

以上でございます。

○**加藤則夫議長**　７番、齊藤芳久議員。

○**７番（齊藤芳久議員）**　齊藤です。再々質疑をさせていただきます。

１番については、やむを得ない状況の場合には変更もあり得るということで解釈させていただきたいと思います。

それから、２番目の最低制限価格についてお伺いしますけれども、これは予定価格については先ほども申し上げましたとおり、国、県で出してきた価格を、最低制限価格になった場合、埼玉県内の単独の下水道組合というのは少ないと思うのですけれども、各事業体の中で最低制限価格のパーセントを決めていくのか、それとも一律に最低制限価格が県のほうから、県のほうで予定価格を出して、最低制限価格はここですよということはないと思うのですけれども、その数字の算定はどこでやっているのかということでお伺いしたいと思います。

それから、３点目なのですけれども、協定の中で、坂戸、鶴ヶ島の下水道工事をしたある程度の大きい業者については、坂戸、鶴ヶ島の下水管が災害を受けたときは特別な、優先的にその復旧工事をするようにということで、契約の一部にでもそういうものが最後に入るような方式はどうかと思いますけれども、その点についてお伺いします。

○**加藤則夫議長**　金子事務局長、答弁。

○**金子久夫事務局長**　お答え申し上げます。

最低制限の関係につきましては、これにつきましては、そのパーセントにつきましては組合で決めてございます。個々の自治体で決める……枠がありまして、その枠の中で組合で決めているというような形になります。

あと災害時の関係でございますが、これにつきましては、基本的には今後検討はさせていただきますが、道路の占用者という形で我々もなっておりますので、道路と一体だというふうな解釈をして、陥没があれば当然道路を直さなくてはいけないと、そういうこともありますので、そういうものの中で考えられればと考えております。

以上でございます。

○**加藤則夫議長**　以上をもって一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○**加藤則夫議長**　以上をもちまして、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席いただき、提案されました５件の議案審議に際しまして、熱心にご審議いただき、適切なご結論をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、審議に当たりましては、伊利管理者を初め執行部におかれましては、常に誠意を持って審議に協力されましたことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

大変私ごとで恐縮でございますが、平成22年６月の定例会におきまして、議員皆様のご推挙により議長という名誉ある職に就任させていただき、はや２年が経過しようとしておりますが、議員、執行部の皆様から格別のご支援をいただきましたことに、この場をおかりいたしまして深く感謝申し上げます。

さて、年度末を迎え、議員各位におかれましては時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○加藤則夫議長　管理者からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○伊利　仁管理者　それでは、議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げ、早朝より議員の皆様方にはご提案申し上げました各案件につきまして慎重にご審議を賜りました。その結果、いずれも原案どおりの可決というありがたいご議決をいただきましたことに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

私どもは、議会の意を十分体しまして、今後とも施設の安定的な運営管理はもとよりのこと、快適な市民生活のさらに向上に向けて、下水道事業の促進に向けて今後とも努力を傾注してまいる所存でございますので、どうぞよろしくご指導を賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。

本日の平成24年度の予算をご議決をいただきましたものでありますから、24年度がスムーズにスタートができますように、これからも準備を整えてまいる所存でございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げる次第であります。

３月になりまして、大分気候も温かくなってまいりましたけれども、まだまだ三寒四温ということでありますので、非常に不安定な時期でもあろうと思います。どうぞ議員各位にはご健康には十分ご留意いただきまして、それぞれの立場でご活躍賜りますように心よりご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告　（午前１１時１０分）

○加藤則夫議長　これをもちまして、平成24年３月第１回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２４年　　月　　日

議　　長　　加　　藤　　則　　夫

署　名　議　員　　出　　雲　　敏　太　郎

署　名　議　員　　松　　尾　　孝　　彦